

公益社団法人志太・榛原地域救急医療対策協会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び公益社団法人志太・榛原地域救急医療対策協会定款(以下「定款」という。)第27条規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第報酬は、理事長報酬、理事報酬、監事報酬、委員報酬とする。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、次のとおりとする。

理事長報酬	月額	30,000円
理事報酬	日額	6,000円
監事報酬	日額	6,000円
委員報酬	日額	5,000円

(報酬の支給基準)

第4条 報酬の支給方法については、次のとおりとする。

月額報酬	月1回
日額報酬	その都度

2. 報酬は、いかなる場合も重複して受けることはできない。

(費用弁償)

第5条 役員等が、協会の職務のため会議等に参加した場合の費用の弁償は、藤枝市教育委員会の委員等の、報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年藤枝市条例第16号)を準用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。